

## 富士宮市告示第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、富士宮市が発注する建設工事の請負、工事に係る測量、調査、設計若しくは監理（以下「建設業関連業務」という。）の委託又は製造の請負、物件の買入れ若しくは売払い（不用品の処分に限る。以下同じ。）若しくは役務提供等に係る競争入札参加者に必要な資格を次のように定める。

平成10年1月7日

富士宮市が執行する競争入札に参加する者に必要な資格

### 第1 建設工事の請負に係る競争入札参加者に必要な資格

（競争入札参加資格の申請に必要な要件）

- 1 競争入札参加資格（以下第1において「資格」という。）の申請をすることができる者は、次の要件を備えていなければならない。
  - ① 競争入札に参加しようとする建設工事に係る建設業について、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の許可を受けていること。
  - ② 競争入札に参加しようとする建設工事と同一の種類建設工事について、法第27条の23第1項の規定による審査（以下「経営事項審査」という。）の申請をしていること。
  - ③ 事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づいて設立されたもの。）の場合は、①及び②のほかに通商産業局長が行う官公需の受注に係る適格組合証明又は継続官公需適格組合証明を受けていること。
  - ④ 共同企業体の場合は、その構成員のそれぞれが①及び②の要件を具備しているほか、別途必要と認める要件を定めた場合は、当該要件を満足していること。

（資格審査の申請）

- 2 資格審査の申請をしようとする者（以下第1において「申請者」という。）は一般競争（指名競争）参加資格申請書（建設工事）等

(以下第1において「申請書等」という。)を提出するものとし、その時期、方法その他必要な事項は別に定める。

(資格審査の実施)

- 3 資格審査は、2年に1回定期に行うものとする。なお、定期の審査を行った年の翌年には期日を定めて、追加の審査を行う。また、市長が必要と認めるときは、随時の審査を行うことができるものとする。

(資格の認定等)

- 4 資格は、申請書等に基づいて審査し、法第2条第1項に定める建設工事の種別ごとに認定するものとし、土木一式工事、建築一式工事、電気工事及び管工事の資格を有するものは、それぞれ次の表に掲げる工事の種類ごとの金額(以下「発注基準金額」という。)の区分に応じ、同表に掲げる等級に格付するものとし、その方法は別に定める。なお、特に必要があると認める場合には、当該等級の直近の上位又は下位の発注基準金額に対応する等級に格付されたものとみなすことができる。

等級	土木一式工事	建築一式工事	電気工事	管工事
A	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし
B	2,500万円未満	3,000万円未満	1,300万円未満	1,300万円未満
C	1,200万円未満	1,200万円未満		

(資格審査の項目)

- 5 資格審査は、市内に主たる営業所を有する者にとっては客観的事項(経営事項審査の各項目をいう。以下第1において同じ。)及び

主観的事項（市発注の建設工事の成績をいう。以下第1において同じ。）について、その他の者にとっては客観的事項について行う。

（通知）

- 6 市長は、格付を行ったときは、その結果を申請者に対し通知するものとする。

（適用除外）

- 7 4の規定は、次に掲げる工事のいずれかに該当する工事については、適用しない。

- ① 災害復旧工事
- ② 東海旅客鉄道株式会社等の施設に関連する工事
- ③ 特殊な機械又は工法を要する工事
- ④ 特別な理由により施工管理上特に配慮を要する工事
- ⑤ 特別な理由により急施を要する工事

（資格の有効期間）

- 8 4の規定により認定された資格の有効期間は、当該資格が認定された日の翌日から次の定期の審査に基づく資格の認定の日までとする。

（合併等による資格審査の申請）

- 9 資格を有する者（以下第1において「有資格業者」という。）から合併等により当該営業を継承した者（当該業種に関して法第3条の許可を有する者に限る。）又は相続等により当該営業を継承した者（当該業種に関して法第3条の許可を有する者に限る。）は、その都度、建設工事入札参加資格継承審査申請書等（以下第1において「継承申請書等」という。）を提出することができるものとし、その方法その他必要な事項は別に定める。

（資格の認定等の準用）

- 10 継承申請書等を提出した者の資格の認定及び格付並びにその通知並びに資格の有効期間については、4、5、6及び8の規定を準用する。この場合において、4中「申請書等」とあるのは「継承申請書等」と読み替えるものとする。

(廃業等の届出)

1 1 申請書等又は継承申請書等を提出した者が、次に掲げる事由のいずれかに該当することとなったときは、当該事由ごとに掲げる者は、速やかに、その旨を届け出なければならない。

- ① 死亡したとき その相続人
- ② 法人が合併により消滅したとき その役員であった者
- ③ 法人が破産により解散したとき 破産管財人
- ④ 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき その清算人
- ⑤ 廃業したとき 本人又は役員

(変更の届出)

1 2 申請書等又は継承申請書等を提出した後、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかに、入札参加資格審査申請書変更届（建設工事）等を提出するものとし、その方法その他必要な事項は別に定める。

- ① 商号又は名称
- ② 住所又は電話番号
- ③ 代表者
- ④ 許可を受けた建設業の区分又は番号
- ⑤ 組織（有限会社から株式会社への変更等）
- ⑥ 使用印鑑
- ⑦ 営業所等の名称、所在地、電話番号又は代理人（請負契約等に関する権限を委任している場合）

(資格認定の取消し)

1 3 市長は、有資格業者が次に掲げる事由のいずれかに該当する者となったとき、又は不正の手段により資格の認定を受けたと認められるときは、資格の認定を取り消すことができる。

- ① 施行令第167条の4又は施行令第167条の11第1項に該当することとなった者
- ② 法第3条第3項の規定によりその許可について効力を失うこ

ととなった者

③ 法第29条の規定により建設業の許可を取り消された者

第2 建設業関連業務の委託に係る競争入札参加者に必要な資格  
(競争入札参加資格の申請に必要な要件)

1 競争入札参加資格(以下第2において「資格」という。)の申請をすることができる者は、競争入札に参加しようとする年度開始の日の属する年の1月1日(以下「基準日」という。)現在において、基準日の直前に到来した事業年度の終了の日まで引き続き2年以上営業しており、営業に関し法律上必要とする登録等を有している者とする。

(資格審査の申請)

2 資格審査の申請をしようとする者(以下第2において「申請者」という。)は、一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)等(以下第2において「申請書等」という。)を提出するものとし、その時期、方法その他必要な事項は別に定める。

(資格審査の実施)

3 資格審査は、2年に1回定期に行うものとする。なお、定期の審査を行った年の翌年には期日を定めて、追加の審査を行う。また、市長が必要と認めるときは、随時の審査を行うことができるものとする。

(業種区分)

4 資格審査の業種区分は、次に掲げるものとする。

① 測量業務

② 建築関係建設コンサルタント業務(土木建築工事の設計若しくは監理又は土木建築工事に関する調査、企画、立案若しくは助言を行う業務(以下第2において「建設コンサルタント業務」という。))のうち建築に関するものをいう。)

③ 土木関係建設コンサルタント業務(建設コンサルタント業務のうち土木に関するものをいう。)

④ 地質調査業務

⑤ 補償関係コンサルタント業務

(資格の認定)

5 資格は、申請書等に基づいて、次に掲げる項目を審査し、希望業種区分ごとに認定する。

① 資格審査の申請書等を提出しようとする日の直前の営業年度の終了日からさかのぼって2年の業種区分別の年間平均実績高

② 自己資本の額

③ 職員の数

④ 営業年数

(資格の有効期間)

6 5の規定により認定された資格の有効期間は、当該資格が認定された日の翌日から次の定期の審査に基づく資格の認定の日までとする。

(合併等による資格審査の申請)

7 資格を有する者(以下第2において「有資格業者」という。)から合併等により当該営業を継承した者(当該営業に関し法律上必要とする登録等を有する者に限る。)又は相続等により当該営業を継承した者(当該営業に関し法律上必要とする登録等を有する者に限る。)は、その都度、建設業関連業務入札参加資格継承審査申請書等(以下第2において「継承申請書等」という。)を提出することができるものとし、その方法その他必要な事項は別に定める。

(資格の認定等の準用)

8 継承申請書等を提出した者の資格の認定及び資格の有効期間については、5及び6の規定を準用する。この場合において、5中「申請書等」とあるのは「継承申請書等」と読み替えるものとする。

(廃業等の届出)

9 申請書等又は継承申請書等を提出した者が、次に掲げる事由のいずれかに該当することとなったときは、当該事由ごとに掲げる者は、速やかに、その旨を届け出なければならない。

- ① 死亡したとき その相続人
- ② 法人が合併により消滅したとき その役員であった者
- ③ 法人が破産により解散したとき 破産管財人
- ④ 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき その清算人
- ⑤ 廃業したとき 本人又は役員  
(変更の届出)

10 申請書等又は継承申請書等を提出した後、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかに、入札参加資格審査申請書変更届(測量・建設コンサルタント等)等を提出するものとし、その方法その他必要な事項は別に定める。

- ① 商号又は名称
- ② 住所又は電話番号
- ③ 代表者
- ④ 登録等を受けている事業
- ⑤ 組織(有限会社から株式会社への変更等)
- ⑥ 使用印鑑
- ⑦ 営業所等の名称、所在地、電話番号又は代理人(委託契約等に関する権限を委任している場合)  
(資格認定の取消し)

11 市長は、有資格業者が次に掲げる事由のいずれかに該当する者となったとき、又は不正の手段により資格の認定を受けたと認められるときは、資格の認定を取り消すことができる。

- ① 施行令第167条の4又は施行令第167条の11第1項に該当することとなった者
- ② 営業に関し法律上必要とする登録等を有しない者
- ③ 死亡した者(個人)
- ④ 合併又は破産等により消滅又は解散した法人
- ⑤ 廃業した法人又は個人

第3 製造の請負、物件の買入れ若しくは売払い又は役務提供等に係る

## 競争入札参加者に必要な資格

(競争入札参加資格の申請に必要な要件)

1 製造の請負、物件の買入れ若しくは売払い又は役務提供等に係る競争入札参加資格（以下第3において「資格」という。）の申請をすることができる者は、次の要件を備えていなければならない。

① 施行令第167条の4（第167条の11第1項の規定により準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。ただし同条第2項各号のいずれかに該当する事実があった後、同項に規定する期間内で、富士宮市が相当と認める期間を経過した者はこの限りではない。

② 製造等入札参加資格審査申請書等（以下第3において「申請書等」という。）の提出日において、直前に到来した事業年度の終了の日まで引き続き2年以上営業している者。ただし、物品の売払いにあっては、この限りでない。

③ 営業に関し、法令上必要とされる許可等を受けていること。

④ 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、入札参加資格者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（アにおいて「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この号において同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員



等を利用するなどしたと認められる者

エ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

(資格審査の申請)

2 資格審査の申請をしようとする者は、申請書等を提出するものとし、その時期、方法その他必要な事項は別に定める。

(資格審査の実施)

3 資格審査は、2年に1回定期に行う。なお、期日を定めて、追加の審査を行う。また、市長が必要と認めるときは、随時の審査を行うことができるものとする。

(資格の認定)

4 資格は、申請書等に基づいて次に掲げる項目を審査し、認定する。

① 申請書等を提出しようとする日の直前の営業年度の販売等の年間実績高

② 従業者数

③ 営業年数

(資格の有効期間)

5 4の規定により認定された資格の有効期間は、当該資格の認定された日の翌日から次の定期の審査に基づく資格の認定の日までとする。

(廃止及び休止の届出)

6 競争入札参加資格の認定を受けた者が、営業を廃止又は休止したときは、速やかに、その旨を書面で届け出るものとする。

(変更の届出)

7 競争入札参加資格の認定を受けた者が、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかに、製造等入札参加資格審査申請書等記載事項変更届出書等を提出するものとし、その方法その他必要な事項は

別に定める。

- ① 商号又は名称
  - ② 住所又は電話番号
  - ③ 代表者
  - ④ 登録等を受けている事業
  - ⑤ 組織（有限会社から株式会社への変更等）
  - ⑥ 使用印鑑
  - ⑦ 営業所等の名称、所在地、電話番号又は代理人（契約等に関する権限を委任している場合）
- （資格認定の取消し）

8 市長は、有資格業者が次に掲げる事由のいずれかに該当する者となったとき、又は不正の手段により資格の認定を受けたと認められるときは、資格の認定を取り消すことができる。

- ① 施行令第167条の4又は施行令第167条の11第1項に該当することとなった者
- ② 営業に関し、法令上必要とされる許可等を失った者
- ③ 営業を廃止した法人又は個人

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 富士宮市の発注する競争入札に参加する者に必要な資格を定める告示（昭和58年富士宮市告示第34号）は、廃止する。
- 3 この告示第1の規定は、平成10年度以後の建設工事の請負に係る競争入札参加資格について適用し、平成9年度の競争入札参加資格については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成20年2月22日から施行する。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成21年12月3日から施行する。

附 則

この告示は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成24年9月1日から施行する。